

上級試験（先行実施枠）の合格者決定基準

1 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者は、基礎能力試験の得点の高得点順に決定します。

合格者数は、次の表のとおりです。ただし、合格ラインに同点者がいる場合は、同点者までを合格者とします。

最終合格予定者数	1 名の場合	2 名の場合	3 名の場合	4 名以上の場合
第1次試験合格者数	5 名	7 名	10 名	最終合格予定者数の3倍とします。 ただし、最終合格予定者数が50名を超える場合は、最終合格予定者数に100を加えた数（上限200名）とします。

(2) 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

最終合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験の得点により決定します。

さらになお同点者がいる場合は、個別面接試験の得点により決定します。

2 試験の配点及び合格基準

(1) 各試験種目の配点は次のとおりです。各試験種目には、それぞれ次のとおり合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

区分	試験種目		配 点		得点の算出方法	合格基準
			事務	技術		
第 1 次 試験	基礎能力試験		100 点 (20.0%)	80 点 (16.0%)	採点されたままの得点を、配点割合により換算します。	配点の 5 割に満たない者は不合格
第 2 次 試験	論文試験		60 点 (12.0%)		試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の 4 割に満たない者は不合格
	面接試験	技術面接		120 点 (24.0)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の 5 割に満たない者は不合格
		個別面接	340 点 (68.0%)	300 点 (60.0%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の 5 割に満たない者は不合格
合 計			500 点 (100.0%)	500 点 (100.0%)		

※事務とは、行政、教育事務、警察事務の試験区分を指し、技術とは事務以外の試験区分を指す。

※受験していない試験種目がある場合は、試験を棄権したものとみなし、全ての試験種目の採点を行わない。

(2) 上記(1)の合格基準のほか、次のいずれかに該当する場合は、不合格とします。

ア 第1次試験に合格した受験者が第2次試験を棄権した場合

イ 第1次試験に合格した受験者が第2次試験受験後に試験の合格を辞退した場合

ウ 受験資格等の調査の結果、不適当と認められた場合